

徳島県規則第四十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第一二の表中

1級	看護師
	准看護師
2級	保健師

	1級	准看護師
	2級	保健師
		看護師

を

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。